

ZENBUTSU



全仏

No.
514

仏暦2548年12月
[2005年]



(世界遺産：タイ、スコータイ 撮影＝田村 仁氏)

CONTENTS

報告——— 悪徳商法に騙されないように! 顧問弁護士 長谷川正浩

パキスタン地震救援活動報告会
本会推薦国会議員との仏教懇話会を開催
第40回 大阪府佛教徒大会

事務総局録事



財団法人 全日本仏教会
Japan Buddhist Federation
世界仏教徒連盟(WFB)日本センター
Japan Regional Center of World Fellowship of Buddhists

悪徳商法に 騙されないように！

■顧問弁護士 長谷川 正浩

以前には考えられなかったような悪徳商法が、次々と発生しています。お寺も被害に遭っています。最近の事例を御紹介して、どのように対処したら良いのか考えてみました。

平成十七年九月下旬に、多田探偵事務所から都内のお寺へ〈左記・文面①〉のような手紙が一勢に届きました。「○○」のところは、お寺の住職の名字です。封筒の宛名は、「○○寺○○〇〇様」となっており、○○寺はお寺の名前、○○〇〇様は住職のフルネームが記入されていました。現金書留の宛先の住所は二ヶ所ありました。テレビで放映されましたので、被害はでなかったと聞いています。投函は九月十七日に一勢に郵送されているようです。

文面を読みますと「お寺の住職の身辺調査をしたところ不利益な結果が出た。これを依頼者に報告しないので五十万円送金しなさい。」というものです。なかには身に覚えのある人がいて

支払う人がいるかも知れません。身に覚えがなくとも家族の信頼関係に傷がつく可能性もあります。

昨年十二月には、〈文面②〉の訴状と〈文面③〉の答弁書用紙が、特定の御宗門のお寺に一勢に郵送されました。〈文面②〉の訴状は、一見して偽物と判断できます。冒頭には次のように書かれています。

「出頭日及び、担当弁護士、裁判詳細については、必ず佐藤法律事務所迄、本状到着二日以内にご連絡して戴く様お願い申し上げます。」

訴状にはこのようなことは記入しません。裁判が始ってしまえば、もはや相手の弁護士に連絡することは何もなく、出頭日や裁判等についての説明は裁判所が担当すべきことです。

しかし、一般の方々は、そのようなことは判りませんから、つい騙される人もいて、電話を掛けると振り込め詐欺まがいの被害に遇ってしまう方もおられると思います。

また、〈文面③〉の答弁書用紙には原告名が書き込まれてはいますが、被告者名は記入されておりません。

そして、この訴状は佐藤法律事務所
の封筒を用いて「重要」「大至急」という文字が宛名と共に印字されています。また、宛名名はお寺の住所の下に○○寺とお寺の名前と共に住職の名前が○○〇〇様と書き込まれています。代表役員の代表者を示す文言もありません。

訴状や答弁書用紙が法律事務所から送られてくることは、全くあり得ないことです。因みに私の事務所から東京簡易裁判所へ問い合わせたところ〈文面③〉の答弁書用紙に記入された事件番号は存在するが、当事者が異なるというものでした。また、佐藤健太郎という弁護士は存在しませんし、この事務所へ架電したところ、もはや使われてはいない番号でした。

以上のような手口の商法は、明らかに人を騙す詐欺罪に該りますので、心当たり、身に覚えあるなしに拘らず、速やかに近くの弁護士とか警察署で相談すべきと思います。被害に遇ったときや遇いそうになったときには、直ちに「法的手段をとる」ということが、その程度の勇気をもつことが、自分だけでなく、社会から被害を根絶する第一歩だと思えます。

最近「悪徳商法の手口を見抜く！」という本が出されました。著者は、宮崎県都城市の総務課長である高田厚男氏です。この本の目次をみるだけでも非常に参考になります。

嘘で騙され易い人は、①人の言うことを鵜呑みにする人、②人に同情しやすい人、③助言を慎重に考えない人、④儲けようという意識の強い人、⑤早とちりしやすい人、⑥自分だけとは自負心の強い人、⑦自己をコントロールできない人だそうです。

また嘘を平気でつく人は、①勝手に自己中心的な人、②短気で開き直る人、③思いやりのない人、④神経質で細かなことを気にする人、⑤金銭にこだわりの強い人、ということですが。

お寺の関係者の中には、ちよつとしたことで騙されてしまう人がいます。後で考え直すと騙された人も信じられないような些細なこともあります。紛争に巻き込まれるくらいならばこの程度のお金で解決できればよいか、と思ってしまう人もいます。気を付けなければいけません。

（参考文献 高田厚男著「悪徳商法の手口を見抜く！住民の消費生活に役立つ事例から学ぶ実践ノート」株式会社ぎょうせい刊、電話〇三（五三四九）六六五一）

<文面③>

東京簡易裁判所民事 2 係 御中
事件番号 平成16年 (ハ) 第662号
事件名 損害賠償 請求事件
原告 トータルネットこと山上達也

答 弁 書

平成 年 月 日

住所 〒 - (アパートやマンションの場合は、棟、号室まで記入してください。)

氏名 (会社の場合は、会社名、代表社名まで記入してください。)

電話番号 () - FAX () -

- 1 書類の送達場所の届出 (□に✓を付けてください。
私に対する書類は、次の場所宛に送ってください。
①□ 上記の住所
②□ 上記の住所以外下記場所 (勤務先の場合は、会社名も記入してください。)
この場所は、□勤務先、□その他 ()
住所 〒 -

電話番号 () - FAX () -

※ 上記②の場所で、あなた以外の方にあてて郵便物を送ってもらいたい場合
送達受取人の届出 (希望される方のみ記入してください。)
私に対する書類は、(氏名) あて におくってください。

- 2 請求に対する答弁 (□に✓印をつけてください。)
訴状の請求の原因 (紛争の要因) に書かれた事実について、
□ すべて認めます。
□ 間違っている部分があります。
[]
□ 知らない部分があります。
[]

- 3 私の言い分 (□に●印をつけてください。)
□ 私の言い分は次のとおりです。
[]
□ 争う気はない、和解による解決を希望します。

◆ 口頭弁論期日には出席する予定ですか。 □はい □いいえ
理由

<文面①>

〇〇様へ

この度、突然の手紙で失礼とは存じますが、当方に依頼があり、〇〇様の身辺調査をさせて頂きました。その結果、〇〇様の不利益になる事がいくつか挙がりましたので、そこで早急に対応させて頂きたく御連絡させて頂きました。こちらとしては調査結果を依頼者様に報告義務が御座いますが、当方は利益を目的に働かせて頂いております。

今回の調査〇〇様の誠意次第で依頼者様へは報告せずに二人だけで解決出来たらと考えております。

そこで依頼の方は金30万円でお受けしておりますので、ここに金20万円足さして頂いた金50万円をお願いしたいと存じます。

この私の申し出を快く受けて頂けると確信しております。

尚、この件に関しては私も社会的地位がありますので、今回限り強く約束させて頂きます。

もし、〇〇様の方がお支払いしないとゆう事であれば、当社への依頼どおり依頼者様へ全て御報告させて頂きます。依頼者様への調査結果の御報告予定日は9月22日となっておりますので、9月21日中までに下記の所までに送金を宜しくお願い致します。

お支払いは、郵便局の現金書留で

160-0023

新宿区西新宿6-25-16 西新宿第7-1010-V

多田探偵事務所宛まで送金お願い致します。

<文面②>

訴 状

原本

請求の原因

原本

当事者の表示 別紙当事者目録の通り

損害賠償等請求事件

| | |
|--------|-----------------|
| 訴訟物の価額 | 金 3 1 6 0 0 0 円 |
| 貼用印紙類 | 3 0 0 0 円 |
| 予納郵券額 | 3 1 2 0 円 |

〒650-0023

兵庫県神戸市中央区栄町通 3 - 2 - 2

電話番号 078-706-3562

F A X 078-706-4220

弁護士 佐藤 健太郎

出頭日及び、担当弁護士、裁判詳細については、必ず、佐藤法律事務所迄、本状到着二日以内にご連絡して戴く様お願いします。

東京簡易裁判所 御中

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は原告に対し、金316000円を支払い、尚遅延損害金については、本訴状送還日から支払わなくてよい。
- 2 訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに仮執行宣告を求める。

1、被告は電子消費者契約民法特例法にもとづき、契約自由の原則により原告側の契約事項に同意し原告側の情報提示を受けたにもかかわらず、料金を踏み倒すという悪質なものであり、原告が再三連絡をしたにもかかわらずそれを無視し支払いをせずに現在まで来た。平成16年3月21日に総合有料番組「トータルネット」と契約を結び、様々な番組との通信番組契約を解除せずに10月26日に番組から強制仮退会の行為を受ける。よって「トータルネット」に対して支払いを求めると同時に請求額は当弁護士も同意のものとする。尚、遅延損害金は契約通り年12%とする。

2、料金の明細は平成16年3月21日「トータルネット」との契約に新規登録料として35000円の契約を交わし使いたい放題プランに加入して月額30000円の契約を交わしたものとする。強制仮退会は11月26日、年率12%の遅延損害金21200円を含め損害賠償金、貼用印紙額、予納郵券額、をあわせ302320円の支払いを求めて本申し立てに及んだ。

3、支払い督促後、支払いを拒むことや逃亡する恐れがある場合においては弁護士と執行官による給料差し押さえ、動産物の差し押さえなどの強制執行にふみ切ることにする。

4、よって電子消費者契約民法特例法にもとづき口頭弁論により裁判を行なう。尚、どのような事情があるにせよ裁判を欠席された場合は原告の勝訴となる。

シヤンティ国際ボランティア会(SVA)

パキスタン地震救援活動報告会

世界的に復興活動資金集まらず

十一月一日、東京・慈母会館で仏教NGOネットワーク(BNN)に加盟しているシヤンティ国際ボランティア会(SVA)が、パキスタン地震救援活動報告会を開催した。

十月八日パキスタン北東部で発生した地震は、現在死者五万四千人、負傷者七万六千人、住居喪失者三百万人とわられている。

SVAでは、地震発生からの三日後の十月十一日、アフガニスタン事務所から二名、日本から十四日に関尚士氏(SVA緊急対策室長)ら二名が現地入りし、調査を開始。関氏は、三十日に帰国し現地の状況と救援活動の報告、今後の支援計画を話された。



パキスタンの現況を報告する
関尚士氏

日本の報道では、首都イスラマバードの高層ビルの倒壊が連日放映されていたが、その回りの被害は最小限であった。被害の中心は、震源地の山岳地帯で、現在も道が寸断され、重機や物資がまったく届いていない地域が多いという。

また、地震発生が現地時間の早朝八時五十分に発生したことにより、学校校舎の倒壊で多くの子どもたちも被害に遭っている。ある女子中学校では、七百五十人の生徒の内、八十五人の死亡が確認され、倒壊した校舎の下に約二百人が眠っているとの痛ましい報告もなされた。

今後直面する問題として、震源地が標高二千メートルの山岳地帯のため、降雪期が近く、テント・毛布等の調達に急務である。また、輸送・アクセス(現在も約二〇万人が支援を受けられない)については、救援物資の運搬は勿論のこと重機が入ることができず、倒壊した家屋の撤去や、仮設住居の建設も困難であることなど多くの問題が



マンセラの学校を拠点に「ホームキット」を配布

危惧されている。

支援活動としては、十月二十四・二十五日の両日、震源地にほど近いシンキヤリ地区マンセラの学校を拠点に、緊急物資「ホームキット」(鍋・コップ・油・米・毛布など)を二〇一世帯に配付。物資配付に先立ち、必要としている人に確実に届くようチケットを事前に配付した。また、現地の多くの学生たちが支援に協力した。

今後、近隣のマクリア地区の二五〇世帯へ「ホームキット」を配付し、両地区の五つの公立小学校(児童千人)に対し、文具・学用品・遊具等の配付や、校舎が倒壊したマクリア地区の学校へは、仮設テント・机・黒板等の提供も予定している。

今後のSVAの支援計画は左記のとおり、六ヶ月間を予定している。

①緊急対応期：十月～十二月中旬

【住居喪失世帯緊急支援】シエルタ

ー提供、ホームキット配布等

【子どもの遊び場支援】シエルター

提供・文具・図書配布等

②生活復興支援期：十二月～三月下旬

【住居喪失世帯生活再建支援】生活

再建支援キット(種・農耕具・肥料・家畜等)

【学校再開支援】仮設校舎提供、教

育トレーニンング等

しかし、募金目標額三千万円に対し、三分の一度の活動資金しか集まっていないのが現状であるとの報告がなされた。

スマトラ沖地震と比べると、世界的にみても報道や募金が極端に少なく、国連の復興支援活動資金目標額、五億五千万ドルに対し、確実な入金は一億一千万ドル、二〇%相当しか集まっていない。

本会では、救援基金より、十月十八日付けでBNN経由で百万円をSVAへ寄託した。

(八頁に関連記事掲載)

【問い合わせ】

SVA東京事務所

電話 〇三―五三六〇―一一三三三

<http://www.jcaopc.org/sva/>

第40回大阪府佛教徒大会 徹底討論 宗教と政治パート6

十一月八日午後三時半より第四十回大阪府佛教徒大会が約五百名の参加者を得てホテル日航大阪を会場に開催された。(大阪府仏教会・大阪府仏教青年会主催)

第四十回の記念式典では、増田貞圓大阪府仏教会会長が戦後の混乱期を脱した経済成長の時期に発足した会の歴史に触れた。今回のシンポジウムのテーマは、「徹底討論 宗教と政治パート6」と題し、自民大勝と宗教界のあり方を問うを副題に自公連立・絶対安定過半数もたらず影響を宗教者としてどのように対処すべきかを討議したと語った。さらに各地区仏教会で活躍している住職歴三十年の方々、十数



左から、増田会長、平野氏、川崎氏、辻氏

名の表彰が行われた。

シンポジウムは、コディネーター増田会長、パネラー平田貞夫元参議院議員、川崎泰資相山女学園客員教授、辻恵前衆議院議員(民主党)の各氏によって約二時間余り行われた。

平田氏は、著書「公明党・創価学会と日本」(公明党・創価学会と真実)(本年六月講談社刊)より引用して自民党議員への選挙協力、創価学会票が如何に自民党を蝕んでいるかを語った。川崎氏は、元NHK職員として永く政治・報道に携わった経験から公明党と創価学会の関係について発言。辻氏は、九月の衆議院議員選挙に出馬したが、自公協力の候補者に破れた。民主党のマニフェストについて国民の声をもっと吸い上げた内容にすべきであったと反省。一年九ヶ月の衆議院議員体験として国会本会議や各委員会では政策を闘わす場となっていない。殊に政府与党は、質問者や国民に対してしっかりと答えていないと語った。

増田会長から現在の政治状況について宗教界は、如何に有るべきかと各氏に質問された。川崎氏は、辛口な言い方だがと断って、本日会場においての方々の大半が年配者であり、若い僧侶や宗教者が参加することであると語った。

(財)日本宗教連盟

宗教教育に関する研究会

十月二十日午後二時より、財団法人日本宗教連盟主催による「宗教教育に関する研究会」が、日本宗教連盟理事・東京大学大学院教授の島蘭進氏と駒澤大学総長の奈良康明師を講師に迎え開催された。

当日は日本宗教連盟を構成する教派神道連合会、日本キリスト教連合会、神社本庁、財団法人新日本宗教団体連合会と本会の幹事とオブザーバーの参加を得て、研修が行われた。はじめに島蘭氏が「日本の宗教教育の展望」と題して講演。学校での宗教教育への期待と危惧については世界的なテーマであり、関心も高い。信教の自由や軍国主義化への問題もあるが、生命の大切さを教える価値教育ともいわれている。

現代の競争社会を生き抜く知識の詰め込み教育等の社会全体の風潮を変えていくことを念頭に、生命倫理や性教育等も含めた広い意味での宗教教育が必要である。ただし、学校教育において、現在の倫理・道徳の他に特に宗教という時間が必要かどうかは別問題であるとも述べられた。

続いての奈良師による「現代社会における宗教教育の意味と意義」と題した講演において、駒澤大学では仏教儀礼を通して、仏教・宗教に対する正しい理解と知識教育をすることによって、宗教的価値感を与えることに努力している。人間の究極的なより処である種々の教えを学ぶことから、生命の大切さ・自他の尊重・感謝等の宗教情操・感性が育まれてくる。学校教育における宗教教育には大きな意味がある。また、異宗教・異文化に対する寛容性を教えるいくことも忘れてはならない。ただし、今後学校における宗教教育担当者としての問題として、教える人をいかに育てていくかという問題の解決と適切な教材を宗教界や宗教学会が協力し作っていくことも必要であると述べられた。

その後、参加者との活発な質疑応答があり、午後四時三十分閉会となった。

「愛地球博」展示の 釈迦苦行像が建長寺に奉安

十月二十五日、鎌倉の建長寺にガンダーラ美術の至宝「釈迦苦行像」のレプリカが、パキスタン政府より寄贈され、釈迦苦行像遷座奉迎式が厳修された。

この「釈迦苦行像」は、先頃閉幕した『愛・地球博』のパキスタン・パピロンに鎮座していたもので、オリジナルは、パキスタンの国宝でラホール国立美術館にある。国内では、模造品を造ることを法律で禁止しているが、『愛・地球博』の為に、特別に制作された。今後は、雲龍図のある法堂に安置し、一般公開される。

また、パキスタンでは、十月八日に発生した大地震で大きな被害をうけ、本会でも救援基金から百万円をパキスタン大使館へ寄託した。



釈迦苦行像と高井正俊臨濟宗建長寺派宗務総長。高さ150cm 横幅113cmオリジナルの2倍の大きさ

公益法人(財団・社団)会計 平成十八年度より 新会計基準で実施

公益法人の会計基準は、昭和五十二年に設定されたものであるが、近年、公益法人をとりまく社会経済環境の変化を受けて、平成十六年に会計基準が改正され、平成十八年四月一日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされている。

- ① 寄付者・会員等から受け入れた財産に対する受託会計責任を明確にする
- とともに、広く国民に対して理解しやすい会計情報を提供する
- ② 事業活動の効率性をより的確に評価・分析しうる会計情報を提供する
- ③ 情報開示を充実化することにより財務内容の透明化を高める

以上の三点をポイントに新会計基準では、企業会計の理論・手法を導入し従来の収支計算書を中心とした計算書類から正味財産計算書(スロー式)、および貸借対照表を中心とする財務諸表体系に移行される。
※参考図書「公益法人会計基準の解説」平成十七年十一月十日発行
(財)公益法人協会

本会推薦国会議員との 仏教懇話会を開催

十月二十七日、二十八日の両日、赤坂プリンスホテルを会場に、本会加盟団体の代表者と本会推薦の衆・参両院国会議員を招いて「仏教懇話会」を開催した。本年の二月に懇談朝食会として行ったが、菩提寺の住職と檀家という関係をより一層深める意味合いを込め「仏教懇話会」と名称を改めた。

両日、午前七時四十五分開会。二十七日は、里見達人理事長の挨拶に続いて、自由民主党を代表して青木幹雄参議院議員会長が挨拶を行った。本会関係者二十四名、議員及び代理者五十七名が出席。

二十八日は、里見理事長挨拶の後、民主党の仙谷由人衆議院議員が挨拶。本会関係者十九名、議員及び代理者二十一名が出席した。

法話は、奈良康明駒澤大学総長が日常の仏教用語の意味と人とのふれあいについて語られた。議員各氏は、選挙や国会審議ですり減った精神に穏やかな話が染みわたったようで柔らかな表情を浮かべていた。本会では、今後とも継続して仏教懇話会を開催していく予定。

【本会推薦国会議員内閣就任者一覽】
小泉純一郎 (内閣総理大臣)
安倍 晋三 (内閣官房長官)
与謝野 馨 (内閣府金融担当大臣)

中馬 弘毅 (内閣府行政改革担当大臣)
額賀福志郎 (防衛庁長官)
長勢 甚遠 (内閣官房副大臣)

谷垣 禎一 (財務大臣)
小坂 憲次 (文部科学大臣)

河本 三郎 (文部科学副大臣)
上川 陽子 (総務大臣政務官)
西田 猛 (財務大臣政務官)

西川 京子 (厚生労働大臣政務官)
金子 恭之 (農林水産大臣政務官)
石田 真敏 (国土交通大臣政務官)

〈敬称略〉

◆今月の表紙について◆

【スコータイ】
十三世紀半ばに成立したスコータイ朝は、三代ラムカムヘーン王のとき特に文化が繁栄し、タイ文字が生まれ、陶芸、そして仏教が取り入れ、タイの仏教の基礎となりました。そして、十五世紀アユタヤ朝に併合されます。

無料法律 相談室

長谷川正浩顧問弁
護士による、無料
法律相談を毎月第
二、第四木曜日の
午後開催しており
ます。本会事務局
03(3437)9275へ
事前予約の上おい
で下さい。

事務総局録事

十月(十五〜三十一日)

十七日▼全日本仏教青年会来局

十八日▼パキスタン大使館訪問

▼民主党仏教懇話会打ち合わせ

十九日▼人権啓発講演会講師大谷昭宏氏と打合せ

▼工藤伊豆元日宗連理事長合同葬参列

二十日▼全葬連五十周年記念式典出席

▼日宗連幹事会・宗教教育に関する研究会出席

二十一日▼事務総局局内会議

二十五日▼真宗大谷派東京宗務出張所所長来局

▼鎌倉・建長寺「釈迦苦行像」奉迎式出席

二十七日▼仏教懇話会開催(自由民主党)

二十八日▼仏教懇話会開催(民主党)

三十日▼インド大使館行

三十一日▼永観堂寺宝展内見会出席(関西事務局)

十一月(一〜十日)

一日▼文化庁来局

▼シヤンティ国際ボランティア会・パキスタン地震救援活動報告会出席

一〜二日▼公益法人協会会計セミナー

出席

二日▼東墨田町づくり協議会来局

四日▼事務総局局内会議

八日▼第四十回大阪府佛教徒大会出席

▼仏教NGOネットワーク企画委員会出席

九日▼法律相談室

十日▼信教の自由に関する委員会

▼宗教法人審議会出席

人事

就任

常務理事 長久寺徳瑞(真宗大谷派)

理事 調 紀(真宗大谷派)

適切なる宗教教育実現のための教育基本法第九条改正推進特別委員会

理事 関崎 幸孝(真宗大谷派)

退任

常務理事 安原 晃(真宗大谷派)

理事 藤田 智賢(真宗大谷派)

適切なる宗教教育実現のための教育基本法第九条改正推進特別委員会

理事 高澤 暢男(真宗大谷派)

哀悼

野口善雄師(本会元理事長)

十月二十三日遷化 八十五歳

浄土宗浄運寺前住職

財団創立五十周年記念事業実行委員会委員

委員長

高橋智運 (高野山真言宗)

副委員長

有田恵宗 (常務理事)

不二川公勝 (常務理事)

長久寺徳瑞 (常務理事)

小林正道 (常務理事)

岩間湛正 (常務理事)

服部融宣 (常務理事)

細川景一 (常務理事)

西郊良光 (常務理事)

島 秀隆 (常務理事)

浅井侃雄 (常務理事)

大谷博通 (常務理事)

石上智康 (常務理事)

松濤弘道 (常務理事)

葦原正憲 (常務理事)

武田昭英 (理事)

調 紀 (理事)

岡野正純 (理事)

森田俊朗 (理事)

守山雄順 (理事)

桶屋良祐 (理事)

酒井文雄 (理事)

横山敏明 (理事)

加納博司 (理事)

長岡安成 (理事)

近藤真道 (理事)

増田貞圓 (理事)

雲井世雄 (理事)

松尾善雄 (理事)

寺町研山 (岐阜県仏教会)

柴田高明 (静岡県仏教会)

吉田教行 (愛知県仏教会)

黒川英正 (滋賀県仏教会)

長沢香静 (京都府仏教会)

川島謙宗 (京都府仏教会)

井桁雄弘 (大阪府仏教会)

太田智徳 (和歌山県仏教会)

谷本正道 (鳥取県仏教会)

萩岡裕明 (徳島県仏教会)

藤原宥然 (香川県仏教会)

三浦章爾 (愛媛県仏教会)

一月正人 (長崎県仏教会)

弘中誠之 (宮崎県仏教会)

林恵智子 (全日本仏教婦人連盟)

藤城 尚 (全日本仏教青年会)

坂本観泰 (全日本仏教青年会)

正本乗光 (国際仏教興隆協会)

小林昭彦 (日本仏教保育協会)

佐藤功岳 (東京アイストラフ)

高島孝範 (仏教伝道協会)

小川亮昌 (仏教情報センター)

安本利正 (事務総長推薦)

西村輝成 (事務総長推薦)

川島宏之 (事務総長推薦)

荒川正憲 (事務総長推薦)

野生司祐宏 (事務総長推薦)

中 正宣 (事務総長推薦)

藤木雅雄 (事務総長推薦)

木内隆志 (事務総長推薦)

小峰立丸 (事務総長推薦)

一島正真 (事務総長推薦)

小笠原隆元 (事務総長推薦)

和田大雅 (事務総長推薦)

井澤孝一 (事務総長推薦)

吉水智栄 (事務総長推薦)

(十一月十日付)

救援基金へのご協力のお願い

パキスタン北部地震 現地は切迫した状況

本会では、多発した日本国内、世界各地の自然災害に対し、加盟団体や一般の皆さまからの義捐金を寄託いただいております。

パキスタン地震発生から一ヶ月が過ぎ、地震による犠牲者は、八万七千人を超えるとの見通しが明らかになりました。

国連は、厳しい冬の到来を前に被災者三百万人に冬用テントや食糧を渡さなければ、さらなる犠牲者が出るとの発表をしております。

十一月一日、仏教NGOネットワーク(BNN)に加盟しているシャンティ国際ボランティア会(SVA)が、「パキスタン地震救援活動報告会」を行い、現地から帰国した関尚士緊急救援室長より現況報告と今後の支援計画が話されました。(詳細・今号四頁参照)



(写真提供: SVA)

震源地が山岳地帯のため、重機が入らず支援物資がまったく渡らない地域や、倒壊した家の撤去、仮設住宅の設置もままならないができない状況にある。

世界的にみて報道や募金が少なく、被災地の状況は非常に危機的状況にあるとのことです。

本会は、救援基金より十月十八日にパキスタン大使館およびBNNを通じてSVAへ各百万円を寄託致しました。

さらなる支援の為、加盟団体、各御寺院および檀信徒の皆さまの温かい浄財を引き続き、左記口座までお寄せいただければ幸いです。

郵便振替口座

口座名 全日本仏教会救援基金

口座名 〇〇一—一九—七〇四八三四

※機関誌「全仏」十一月号において、口座番号の間違ひがあり、ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

お問い合わせ 財団法人 全日本仏教会

【寄付者】(十月十七日〜十一月十四日)

真言三宝宗、時宗、法華宗真門流

金峯山修験本宗、黄檗宗、真言宗国分

寺派、和宗四天王寺、華嚴宗東大寺、

臨濟宗妙心寺派花園会本部、真言宗御

室派仁和寺、日蓮宗国際協力基金、天

台宗務庁地球救援事務局、真宗高田派、

栃木県仏教会、埼玉県佛教会、愛知県

仏教会、新潟市仏教会、沖縄県仏教会、

国際仏教興隆協会、近龍寺(松壽弘道、

慈眼寺(櫻井英幸)、月影寺(東京)、妙

幸寺(東京)、古谷泰三、藤井美佳

〈順不同・敬称略〉

東京都仏教連合会主催 成道会の集い

お釈迦さまがお悟りをひらいた日です。皆さまつどいましょう。

日時: 12月5日(月) 1時~

会場: 九段会館大ホール

入場料: 1000円

- 1部: 講演 佐藤憲雄師 「人生ご苦楽カ、キ、ク、ケ、コ」
- 2部: 清興 小倉智昭氏 「果報は練って待て」

【問い合わせ】

東京都仏教連合会事務局長

垣内善勝(万福寺) 03-3657-4588

成道会の集い
 11月16日(土) 1時~1時30分
 講演 佐藤 憲 師 「人生ご苦楽」カ、キ、ク、ケ、コ
 11月17日(日) 1時~1時30分
 講演 清興 小倉 智昭 氏 「果報は練って待て」
 会場/九段会館大ホール
 入場料: 1,000円(税別)
 主催: 東京都仏教連合会

全日本仏教徒会議滋賀大会 釈尊生誕地「ルンビニー園」復興事業の歩みパネル展



11月16・17日に行われた全日本仏教徒会議滋賀大会に於て、本会のルンビニー園復興事業の経緯と歩みに関するパネル展を開催いたしました。

考古学発掘調査を行う前のマヤ堂から、発掘作業で出土した仏像、現在のマヤ堂の写真等をパネルで展示し、20数年に亘る本会の事業を紹介いたしました。

また、釈尊生誕の地を示すとされるマヤ堂直下から出土した印石(マーカーストーン)の原寸大のレプリカを作成し展示しました。

今春に発刊した『ルンビニーマヤ堂考古学的調査1992~1995』(10,000円)、『ルンビニー園復興事業の歩み』(1,000円)の2刊も併せて紹介いたしました。

個人情報保護に関する研修会 講演録頒布のご案内

講師に長谷川正浩師(顧問弁護士)、清水勉氏(日本弁護士連合会・情報問題対策委員会副委員長)、井上文夫氏(日本テンプレヴァン株式会社代表取締役)、松尾徹裕師(曹洞宗宗務庁人事部文書課課長)の4名を迎えそれぞれの立場でお話いたしました講演録で、資料・Q&Aも充実。

—申込み— 本会事務総局まで



A5版 132頁 1部 800円(税込)